

第2回ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会 会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成20年10月28日（火）19時～20時15分
- 2 開催場所 ふじみ衛生組合大会議室
- 3 委員出欠 出席8名
 - ・出席委員 寺嶋均委員（副委員長）、野本修委員、松井邦雄委員、山口直也委員、山本和夫委員（委員長）、藤川雅志委員、井上稔委員、高畑智一委員
- 4 出席者
 - 事務局 内藤和男、深井恭、大木和彦、荻原正樹、木村晴美、田中實
 - 財団法人日本環境衛生センター 秋月祐司、藤原周史、寺内清修
- 5 傍聴者 10名

【議事次第】

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 報告事項
 - （1）実施方針の公表について
- 4 議題
 - （1）会議録の公表について
 - （2）競争的対話等の実施方法について
 - （3）特定事業の選定（案）について
- 5 確認事項
 - 次回事業者選定委員会の開催日程について
- 6 閉会

【配布資料】

- 資料1 ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針
- 資料2 競争的対話等実施要領（案）
- 資料3 ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業に係る特定事業の選定について（案）

【会議録】

午後7時 開会

1 開会

【事務局挨拶】

2 委員長あいさつ

3 報告事項

(1) 実施方針の公表について

【事務局説明】

4 議題

(1) 会議録の公表について

【事務局説明】

山本委員長 : 公表についてふじみ衛生組合では、どのようにしているのか。

事務局 : 本選定委員会と並行して進めている新ごみ処理施設整備市民検討会では、委員の名前をアルファベット表記にして公表している。会長は会長という形で公表している。

山本委員長 : そのようなやり方をしているということなので、それをことさら変える必要もないかと思うが、いかがか。

C委員 : いいと思う。

山本委員長 : それでは、委員長は委員長、委員はA B C Dとする従前のやり方を踏襲する形でいいか。

→各委員了承

事務局 : 公表までの過程だが、従前の委員会では各委員に内容を確認してもらい、修正を加えたものを公表する方法をとっていた。この委員会では、各委員に会議録の案を送った後、どのような形で公表まで持っていくといいか、意見をもらいたい。

山本委員長 : 私もいろいろ国の審議会等で委員やっている。議事録を送ってきて、訂正して、訂正した後で、それが公表されてホームページになるという形が自然だと思う。この委員会は事業選定という、ある種センシティブなことを扱うので、その発言が誤解を招かないように、本人の意図が正確に伝わっているかどうか確認した後で公表するというのが、一番妥当な方法ではないかと思うが、どうか。

C委員 : そのとおりだと思う。

→各委員了承

(2) 競争的対話等の実施方法について

【事務局説明】

B委員 : 資格審査時にヒアリングを行って、提案提出前に対話を行うという

ことだが、目的や内容が違うと思う。もう少し詳しく説明してほしい。
書面での確認だけでなくヒアリングをやる目的はなにか。

事務局：今回5～6カ月と限られた期間しかないので、最初のボタンのかけ
違いがないように、どのようなことを民間事業者が考えているか概要
を聞きたいと考えている。

B委員：資格審査のヒアリングでボタンのかけ違いがあると、失格になるこ
とがあるのか。

事務局：今想定している資格審査の申請の関係だが、応募者の構成、有資格
者・点数・税金の関係、滞納があってはいけないというようなことが
ある。それから、プラントの実績、処理フロー、簡単な熱収支などを
資格審査時に、とりあえず先行して出してもらおうかと思っている。

B委員：そういう書類を出してもらって、この人たちには任せられないとい
うことであれば、そこでもう失格になるということか。ヒアリングで
説明してもらって、駄目ということであれば、失格もあり得るという
理解でいいのか。

事務局：資料2の裏に民間事業者の審査のフローがある。入札公告後に資格
審査の申請書を提出してもらって、そこで資格審査を実施して、この
時点で資格要件に該当しないものがあれば、失格ということは想定し
ている。こういった考えもあるのではないかという意見があれば、聞
かせてほしい。

D委員：資格審査ヒアリングで、私がイメージしているのは、総合評価値な
ど書面を見れば客観的に確認できることではなくて、例えば、プラ
ントの建設を行う企業であれば、こういう納入実績があると自己申告
した内容についてヒアリングを行って、それを確認する。あるいは、運
転維持管理についても、その専門の技術者を運営開始から1年以上専
任で配置できるとした場合、具体的にどういう実績のある人を配置す
る予定なのかを聞く。そういう自己申告に基づいて出されるもので、
客観的に確認ができないものについてヒアリングをするというのが、
私のイメージだが、そう理解していいか。

事務局：その部分も含まれる。

日本環境衛生センター：

資格審査のヒアリングだが、処理フロー、物質収支、配置計画、断
面図、平面図など、基本的に要求水準書の内容で、施設を計画するに
当たって、基本的な内容を理解できているか、そういったところをチ
ェックして、資格審査の書面では出てこない部分もチェックできる
というような内容になると思う。そのヒアリングを通過したところで、
いわゆる要求水準書の文面で読み切れない部分、そういったところを
ヒアリングして双方の溝を埋めていくという作業になると思う。

- C委員 : 資格審査は形式的なもので確かに実施できると思う。次のステップの競争的対話では、要求水準書の文章で書かれた性能仕様が、どういう形で企業が提案書として提案しようと考えているのか、その設計思想に関して組合側とのずれを確認し、もしずれがかなり大幅にあるとしたら、組合としてはこういうふうを考えているというような意見交換をして、組合の設計思想なり設計意図とできるだけ合致するような形で再検討してもらうことも考えられると思う。かなり複雑な施設なので、文章で書かれた要求水準書、性能仕様を図面化したとき、構造仕様で書いたとき、いろいろなケースが考えられる。それが組合の設計意図・設計思想と合っているのかは、この段階で、チェックしておいてもいいと思う。だから、この対話の段階では、失格ということは当然考えてはいない解釈でよいと思う。
- B委員 : 資格審査で、明らかになっていないが、当然資格の中に、本件を十分できる能力があるという大前提があって、基本的にそのところを確かめると理解していた。そういう形で資格を確認するという手続きだと思う。その時に範囲内でボタンのかけ違いがあるようなところがあれば、随時指摘することは可能であるかもしれない。基本的に目的はそういうことだと考えているが、そういう理解でいいのか。
- 事務局 : はい。
- 山本委員長 : 応募者から提出された資格審査申請書等を基に、応募者が要件を満たしていることを確認し、基本的な考え方についての確認を行う。逸脱していない限りは、それを認めて、次の段階に進めるということか。
- 事務局 : はい。
- A委員 : このフローでいう失格要件というのは、もう資格要件だけだろうと思う。ただその時に、処理フローだとか、物質収支、熱収支、平断面図を出してもらい、ヒアリングをするということだが、そこで例えばかなり独自の解釈をとって、独自設計的なものがあるメーカーが持って来た場合、その設計思想や意図をヒアリングすることはできるが、この段階でそれがいいとか悪いとか判断できるのか。
- 山本委員長 : 資格審査でそこまでは判断しないと思う。
- A委員 : そうすると処理フローなどを出させて、それで何をヒアリングするのか。
- 日本環境衛生センター :
考え方になると思う。
- A委員 : メーカーの考え方を聞くということでもいいのか。
- 日本環境衛生センター :
はい。
- 山本委員長 : それは、その次の競争的対話のための準備か。質問書出すための。

- A委員 : それは、失格要件にはならないということか。
- C委員 : 要求水準書は文章なので、どんな施設ができるか全く見えてこない。それで、平面図やフローシートなどを出してもらって初めて、具体的な施設の中身がわかってくる。競争的対話では、その図面だとか構造仕様で書かれたものが、こちらの設計思想やその背景に一致するか確認することになる。今までの市民検討会や実施計画でいろいろ住民に対して説明してきたこともあるし、そういう制約条件、それは要求水準書に入っているが、その文章の中に全部が全部的確に細かな具体的な形では書かれていないので、図面仕様の出てきたところで、これが一番具体的にはっきり把握できる事柄なので、それを確認していく。それがずれるようだと、やっぱりこれは組合としても困るということは、あり得ると思う。
- D委員 : 競争的対話のところで、特に要求水準書にかかわる意図、発注者の意図をどれだけ理解しているのか、あるいは要求水準書の解釈に関するそこについてもきちっと対話をしていくということである。それとリスク回避とかについてはまた別のものだと思う。ここで挙げているものは基本的にリスクにかかわるものが中心であって、要求水準書そのものについての事項がないので、そこをきちんと書いたほうがいいと思う。実際その競争的対話等の実施要領の最初には、その提案書の提出前に確実に発注者の意図が民間事業者に伝わり、ということを行っているので、その発注者の意図について、特に要求水準書で反映されているものについての意図についてきちんと理解しているのか、そこについてきちんと対話をしたいというのがまず意図としてあって、こちらのリスクの回避とかそういったものは、民間事業者の考え方をこちらが確認をするという形であって、要はリスク回避のやり方とか、リスクのとらえ方っていうのは、これは民間事業者が基本的に中心に考えるものなので、そこに少しずれがあるという気はする。
- 大きく2つの項目があると思うので、そこをきちんと反映させた形で記載してほしい。同じようにその次の裏の資料2のワークフローのところでも、競争的対話のところで、リスク分担・リスク回避等に係る対話とあるが、これだけではないので、そこをきちんと書いてほしい。
- C委員 : そうしておいたほうがいいと思う。
- B委員 : 競争的対話の場合は、詳細な書類を出してもらおうと考えているのか。
- 日本環境衛生センター :
- これについては、内部で詰めた後に意見等を聞いてやっていきたいと思う。この案は、素案という形で出しているものである。
- B委員 : 実際によく問題になるのは、この対話の効力がどれくらい拘束力を

持つかということであり、言いつ放しで終わると、何のためにやったのか判らなくなる。最終提案のときまでに、事業者のほうでも考え直しというのがあるかもしれないので、どうやってバランスをとるのか、これは難しい問題だが考えておいてほしい。

山本委員長：個別にやったときに言い方が違って、一方に有利に働くようなケースが生じてはいけないという意味も含めて考えて欲しい。

日本環境衛生センター：

はい。

C委員：対話した記録を作成して公表した場合、特殊な、特定の企業に係る内容を多くすると問題にならないか。

B委員：特定の事業者に係るものは公表できないが、一般的に要求水準の解釈は、全部の応募者のものをむしろ公表したほうがいいと思う。内容によると思う。

山本委員長：提案書をつくる前なので、できるだけ不公平がそこで発生しないようにというのが、一番気をつけなくてはならない点か。

B委員：はい。

A委員：民間事業者が何を考えて運営の中でVFMをどう出そうとしているか。要求水準書の中には、運営に関する水準書も出すので、発注者が意図する運営に対する要求水準書と、民間事業者がVFMを出すための運営的工夫のところのそごがないように、この競争的対話をするというようなことはないのか。

D委員：VFMをどこで出すかというのは民間事業者が決めることなので、建設コストを引き下げる形でVFMを出すというやり方もあるし、運営のところの人件費を節約してということもあるし、売電収入で稼ぐということもある。それは事業者が提案することなので、競争的対話には基本的になじまない。

C委員：運営に関する基本的な考え方が、組合側の考える運営に対するポリシーと合っているかどうかということが、議論になるかどうかである。

山本委員長：あまり細かいところまですり合わせてしまうと、このDBOの意味が多分なくなってしまうと思う。

D委員：こちらはライフサイクルで一括発注なので、基本的にはライフサイクルでVFMが出ればいいわけである。建設コストを節約するのか、運営のところでコストを節約するのか、そこはもう事業者が決定、判断する問題だから、こちらが、どちらで出してくれということは、基本的には競争的対話にはなじまないというふうに考えている。

C委員：運営事業費が結構な金額になるので、我が社はこういう運営の仕方を取りたいということを聞いておく価値があるかどうか。最終的には提案書で詳細が出てくるかと思うが、項目として入れて聞いてみるか

どうか。

山本委員長 : 提案後の競争状態の中で、いかにいい提案を総合評価するかというのは、また別の問題だと思う。あまり事前にすり合わせてしまうと、同じような提案しか出てこない可能性もあり、それは問題ではないかと思う。

A委員 : 総合評価の中で判断すればいいのではないかということか。

山本委員長 : はい。だから、後の評価をどうするかは、こちらが専門的見地からやればいいのであって、事前にいいものを全部のところから出させようとしたら、やる意味がなくなってしまうようなところがある。そこが難しいところだと思う。

D委員 : 他の自治体の案件に携わったときに、事業者提案で出てきたのは、実際運営に当たって、できるだけ人員を最小限の配置をして、運営コストを引き下げるものだった。そうすると、施設の稼働面での安定性に少し疑問が出てくる。そこで具体的にその施設の安定稼働についての考え方という形で、VFMとの関係を聞くというのが、1つのやり方だと思う。

B委員 : ヒアリングも対話も大変である。一次審査をして例えば3社ぐらいに絞るなどの方法もあるが、今回は提出してきた民間事業者はすべてヒアリングするというところでいいのか。

事務局 : 途中での絞り込みというのは考えていない。

山本委員長 : 大枠としては、これでいいか。中身に関しては今の意見を基にもう一度整理して、再度確認してもらうということでもいいか。

→各委員了承

(3) 特定事業の選定(案)について

C委員 : 2ページの表の中の、経費の内訳の中の表現の仕方についてだが、建設費のところに、「民間企業を対象に実施した市場調査等を考慮して」とあるが、意味が判りにくい。ここの表現を「地方公共団体を対象にして実施した既設焼却施設の契約実績を考慮して設定」というような言い方のほうが、はっきりすると思う。運営費は、三鷹市の職員の平均賃金ベースを使って算出することになると思う。「民間企業を対象に実施した市場調査等」の表現は、どういうことを意味しているのか判らない。売電収入は、売電先の電力会社に幾らで買ってくれるか、どれだけ売れるかという量の問題もあると思う。幾らで買ってもらえるかをベースに、あと売電量と掛け算して出すということになると思うが、ここの表現をわかりやすくしたほうがいいと思う。

事務局 : 今回のVFMの算出では、民間事業者に公設・公営の場合どうなるのかというヒアリングをしたため、こういった表現にした。誤解があれば訂正したいと思う。同様に売電収入についても、数社から回答を

もらって、一番売電単価の低い会社に合わせて調査結果をまとめている。そういった手法が適当でなければ指摘してほしい。計算し直したいと思う。

C委員：この民間企業というのは、どういう民間企業なのかははっきりしないので、この表現だと誤解を生む可能性があると思い発言をした。

D委員：売電収入に関してだが、第1回目の委員会のときに、当初はDBO方式でも収益は組合に帰属するという話だったが、今回の実施方針では、どういう比率にするかは別として、一応分け合う、ただ、その分け合う割合が決まっていないので、今回のVFMの算出は、ニュートラルでやるという話だったと思う。基本的に公設・公営方式とDBO方式の場合、相対比較なので、VFMを計算する上では0と考えてもいいわけである。よって、実際に公設・公営方式とDBO方式で、電力量や単価に違いがあるという話だったら別だが、今回はニュートラルとしているので、これは勘案していないということだと思う。

それから、経費の内訳の①から③のところで、③の売電収入についてはニュートラルということでもいいと思うが、例えば年間処理量とか事業条件とか資金調達のところと同左となっている。同左とすると、公設・公営方式とDBO方式が同じというイメージがある。経費内訳のところで①②③とあった場合に、①の建設費と②の運営費は違う。これだと、同じに見える。そうすると①と②については、公設・公営方式を前提として、あるいはDBO方式を前提としてといった枕詞を入れないと、これが違うということがわからない。それを入れてほしい。

事務局：はい。

G委員：法人税の実効税率だが、公租公課については経費として見ているのか。

事務局：はい。

G委員：一般のPFIだと、組合ではなくて普通の自治体やるので、税金としてはね返ってマイナス要素として出したりもするが、それはどうするのか。三鷹、調布に本店・本社を置くように言っているの、どちらかに入ってくるのか。

事務局：今回実施方針の中で、民間事業者の本店を調布市または三鷹市に置くということになっているので、確かに本店を置いた市に税金があるのは事実だが、金額的に非常に少ないので、ほとんどVFMに換算しても出てこない。今回あくまでも実施事業の主体がふじみ衛生組合であるため、直接組合に入ってくる税金はないので、その2点から、あえて税金はないという形で書いている。

B委員：4ページの③の事業の安定性、継続性の確保のところの、第2段落

で「これらの回避策として、事業者選定段階において、主要株主企業に一定の財務的な安定性や運営事業に対する支援義務を求め」とあるが、この読み方を教えて欲しい。主要株主企業に求めるのは、一定の財務的な安定性と運営事業に対する支援義務なのか、一定の財務的な安定性に対する支援義務と運営事業に対する支援義務なのか。これによってかなり違ってくる。例えば主要株主企業に一定の財務的な安定性を求めると、格付とかそういう財務書類を見ての評価というのは当然入ってくるが、それについての支援ということはない、それはSPCに対する支援なので、主要株主企業の財務的な安定性自体は問題にならないというふうになるので、これはかなり重要な読み方だなと思っている。

日本環境衛生センター：

この辺については、こうしたほうがいいというのを提案してもらえ
ると非常にありがたいと思う。

B委員：これは案なので、次回までにまた考えるということによいか。

日本環境衛生センター：

はい。

A委員：運営期間のところで、事業条件20年となっている。実施方針の30年、DBOの場合20年やった後、あと10年使えるように事業者がちゃんと整備して、組合に引き渡すということで20年になっていると思うが、公設・公営での30年とDBOの今の条件での30年、これは、あとの10年のVFMは一緒だということ、0だということから、こういう表現になっていると思うが、ここはそういうことでもいいのか。

事務局：やはり事業期間が30年になると、20年後から30年後の間にリスクの問題等が出てくるので、その部分については今回計算から除外して、あくまでもこの20年間で比べてみたということである。

A委員：そうするとDBO方式での経費として、運営費の中に20年目にあと10年の運営ができるような費用、負担が出てくるが、その費用は基本的にはどのように考えて設定するのか。

事務局：その辺については、今後要求水準書と募集要項等で、どのくらいのレベルまで使えるような形で引き渡してもらうかというのを詰めていきたいと思っている。

A委員：かなり難しい話だと思う。

C委員：この30年という数字を入れるのは、比較的ケースとして少ないと思う。事業期間20年という形で出したときに、これはDBOの応札する企業とすれば、20年で使い切りの施設でつくる、これは極端な想定だが、そういう形で建設し20年で使い切るような感じでやれば

一番経済的にもいいわけである。しかし、最近つくる施設は、行政の立場に立ってみると、20年でまた建てかえるということは財政的に考えられない。よって期間的には30年もつようにというような考え方がここに入っていると思う。だから、個別の設備では、残り21年から30年の間にそういう交換があってもいいと思う。そのところは、まだ確かに表現が、この書き方でははっきりしていないという点があるかと思う。そこを要求水準の中でより固めていくかである。

A委員： 契約条件の中にあと10年もつということを記載するのは、かなり厳しい条件と思うが、行政側からすれば確かにそういう必要性があると思っている。要求水準書の中で、この辺をまた考えていきたいと思う。

山本委員長： VFMを計算するときに同じベースで考えて、比較して、どれだけ負担が少なくなるかということを計算しているので、公設・公営方式においては、当然30年を前提とした施設の設計がなされている。それを、DBOにしたとしても同じような設計の思想でやってもらって、かつ費用を削減するようなものを出してもらうということか。

事務局： はい。

F委員： 網かけをしてある3ページのパーセントの具体的な数字は、いつ出てくるのか。

事務局： この部分については、VFMの計算と一緒に同時並行で要求水準書の案をつくる作業をしている。そういったものを踏まえて、次回の委員会に示せるとしている。

D委員： 確認だが、特定事業の選定についての案の評価結果のところ、DBO方式で削減できると書いているわけだから、ある程度、削減できるような形で、粗い計算でも出ているのか。

事務局： 仮の計算はしている。

D委員： それを確認しながら詳細に計算をして、それを踏まえて示すということか。

事務局： はい。

山本委員長： 他に意見ないか。大枠としてこれでいいか。

→各委員了承

5 確認事項

事務局： 次回の事業者選定委員会の議題は、VFMの計算結果、要求水準書の案になる。これは事務局からの提案だが、VFMの手順とその計算結果、それから要求水準書の案については、一般的に公開していいものか迷っている。場合によっては、次回の委員会は非公開ということも考えているので、その辺の議論をお願いしたい。

山本委員長： センシティブな部分は、非公開でやっておいたほうがいいのではな

いかと私は思う。

C委員 : 私もそう思う。

山本委員長 : いろんな影響、悪い影響、あるいは不公平を与えてしまってはいけないという意味もある。次回の委員会は非公開としていいか。

→各委員了承

6 閉会

午後8時15分散会